

# 家電4品目の処分方法

ごみ集積所に出せません。市の処理施設に持ち込みもできません。

※分解することは違反です。下記のとおり、正しく処分しましょう

・エアコン
・洗濯機 ・電気衣類乾燥機 ・ガス衣類乾燥機
・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ式、有機EL） ・チューナー付ディスプレイモニター（パソコン用は除く）
・冷蔵庫（保冷庫・冷温庫・ワインセラーを含む） ・冷凍庫 ※ウォーターサーバーは対象外

は「家電4品目」と言います。

※ 家電4品目は「家電リサイクル法」により、排出者（使った人）がリサイクル料金等を負担して、決められた方法で処分することが義務付けられています。

- ・事業所で使っていた家電4品目であっても、家庭用に製造されたものは家電リサイクル法の対象です。
- ・業務用の保冷庫や天井埋め込み型エアコンなどは、家庭で使っていても家電リサイクル法の対象外です。処分方法は一般廃棄物対策課（027-321-1253）にご確認ください。

## 家電4品目を処分する方法

### <手順①> 処分する家電4品目の「製造メーカー」「大きさ」を確認する

家電4品目	確認すること
・エアコン	製造メーカー
・洗濯機 ・電気衣類乾燥機 ・ガス衣類乾燥機	
・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ式、有機EL） ・チューナー付ディスプレイモニター（パソコン用は除く）	製造メーカー 大きさ（15型以下・16型以上）
・冷蔵庫（保冷庫・冷温庫・ワインセラーを含む） ・冷凍庫 ※ウォーターサーバーは対象外	製造メーカー 大きさ（170ℓ以下・171ℓ以上）

### <手順②> 郵便局で、家電リサイクル券のリサイクル料金を支払う

（振込手数料別途必要）

<手順①>で確認した「製造メーカー」「大きさ」をもとに、リサイクル料金を支払う。 ⇒ 家電リサイクル券を受け取る。

### <手順③> 指定引取場所（裏面参照）に家電リサイクル券と家電4品目を持ち込む

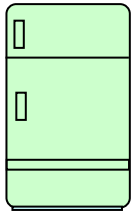
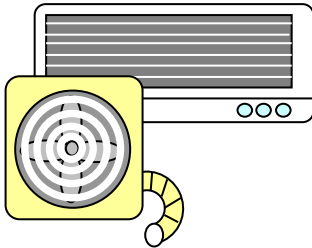
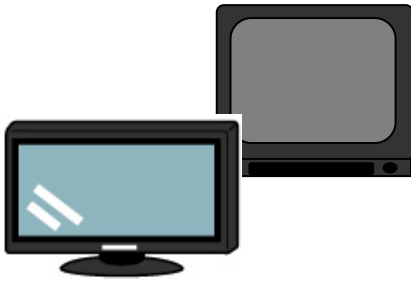
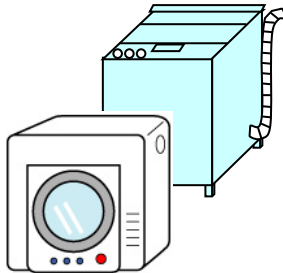
自分で運搬できる	自分で指定引取場所に持ち込めれば、<手順②>で支払ったリサイクル料金以外の費用は掛かりません。
自分で運搬できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃管理課（027-323-0972）に依頼（運搬料金として3,140円/個）</li> <li>・高崎市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼（各社の運搬料金がかかります） （高崎市一般廃棄物対策課のホームページでご確認ください）</li> </ul>

※ 家電4品目の製造メーカーや大きさが分からない場合や、郵便局へ支払いに行けない場合は、リサイクル料金の支払い手続きができる許可業者を紹介します。一般廃棄物対策課（027-321-1253）までお問い合わせください。

※ 買い替えの時の販売店に費用を支払うことで、リサイクル料金の支払いから指定引取場所へ引き渡しまで依頼することができます。

## 主要メーカー公表のリサイクル料金の一例（税込）

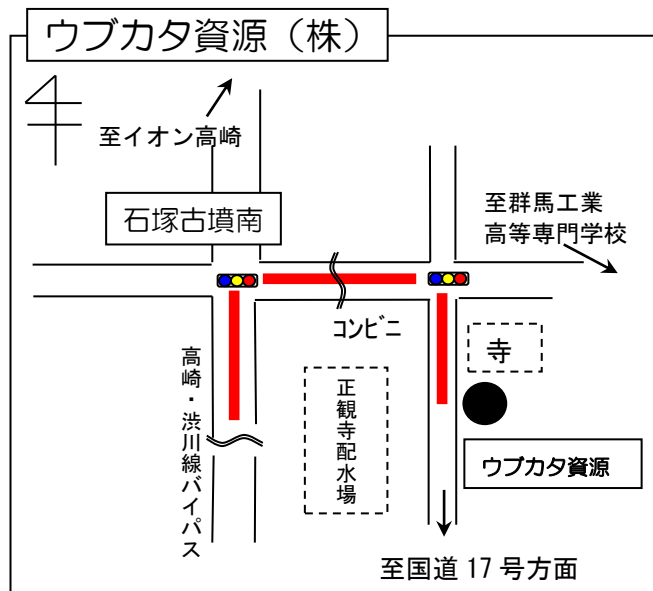
※ 製造メーカーによって金額が異なります。必ず郵便局備え付けの冊子にてご確認ください。

			
<p>冷蔵(凍)庫 170ℓ以下 3,740円 171ℓ以上 4,730円</p>	<p>エアコン (室外機含む) 990円</p>	<p>テレビ (ブラウン管式・液晶式 ・プラズマ式・有機EL) 15型以下 1,870円 16型以上 2,970円</p>	<p>洗濯機 衣類乾燥機 2,530円</p>

## 市内の指定引取場所

○自分で指定引取場所に持ち込めれば、事前に支払ったリサイクル料金以外の費用は掛かりません。

業者名	住所・電話番号	営業日（定休日等）	営業時間
ウブカタ資源(株) 高崎	高崎市正観寺町 1175 027-372-1110	月曜日～金曜日 (土曜：不定休 要電話確認) (日曜・祝祭日：休み)	午前9時～12時 午後1時～5時



## お問い合わせ先

高崎市役所 一般廃棄物対策課 TEL027-321-1253 (直通)  
 清掃管理課 TEL027-323-0972 (直通)